

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（期間評価）の実施方法について（案）

1 期間評価とは

期間評価は、地方独立行政法人法（以下、地独法）の規定に基づき、法人の中期目標の達成状況について調査・分析を行い、これらの調査・分析の結果を考慮して、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定を行うものである。（地独法第 30 条第 2 項）

法人は、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。（地独法第 30 条）

2 評価の目的

評価委員会において、中期目標の達成状況を調査、分析し、その結果をふまえ、当該中期目標期間の業務実績を評価することにより、次期中期目標期間における法人業務の質の向上・効率化につなげる。また、評価を通じて、法人業務の透明性の確保に資することを目的に行う。

実績報告書		法人	評価委員会
	「年度評価」用	・年度計画の実施状況を明らかにし、自己点検・評価を行う	・法人の自己評価の妥当性も含めて <u>年度計画の実施状況について</u> 評価を行い、 <u>中期計画の進捗状況について</u> 総合的に評価する
「期間評価」用	・ <u>中期目標の達成状況について当該中期目標期間に係るこれまでの評価結果をふまえ、</u> 自己点検・評価を行う	・法人の自己評価の妥当性や、当該中期目標期間に係るこれまでの評価結果をふまえ、 <u>中期目標の達成状況について</u> 総合的に評価する	

3 根拠法令

- ・地方独立行政法人法
- ・地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則（以下、規則）

4 期間評価の進め方

（1）法人による報告書の提出

法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出する。（地独法第 29 条）

また、法人は、中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に評価委員会に提出しなければならない。（規則第 8 条）

(2) 評価の実施

期間評価は、年度評価の方法に準拠し、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

評価委員会が評価結果を決定する際には、評価(案)を法人に示すとともに、評価(案)に対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

①法人による自己評価

- ・年度評価における個別項目評価の項目ごとに実施状況を記載するとともに、各項目の達成状況を判定し、達成したと判断する該当年度の欄に「○」を表記する。
- ・年度評価における個別項目評価の項目ごとの実施状況や各年度における業務実績の評価結果等をふまえ、中期目標の大項目ごとにその達成状況をS～Dの5段階で自己評価する。
- ・自己評価にあたっては、その根拠を記述するとともに、重点的な取組及び特筆すべき取組、未達成の取組について簡潔に記述する。

②評価委員会による評価

<項目別評価>

- ・法人の自己評価や重点的な取組及び特筆すべき取組等の記載内容のほか、年度評価における個別項目評価の項目の実施状況やこれまでの評価結果をふまえ、中期目標の達成状況について、大項目ごとにS～Dの5段階で評価する。
- ・法人による自己評価と評価委員会による評価が異なる場合は、その判断理由等を示す。
- ・注目される主な取組や改善等を期待する点等、必要に応じて大項目ごとにコメントを付す。

<全体評価>

- ・項目別評価の結果をふまえ、中期目標の達成状況全体について総合的に評価する。
- ・優れた点、改善すべき点については分かりやすく記載する。

5 中期目標期間に係る報告書について

法人は、地独法及び規則の規定により、事業報告書を知事に、業務実績報告書を評価委員会にそれぞれ提出することとなっている。この事業報告書及び業務実績報告書は、法及び規則の根拠や提出先は異なるが、記載内容は、「当該中期目標に定められた事項ごとの実績」であることから(下図参照)、業務の効率化を図るためにも、両報告書の様式を統一し、様式は資料2-4のとおりとする。

	提出先	記載事項	根拠規定
事業報告書	知事	中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにする	・地独法第29条第1項 ・規則第7条
業務実績報告書	評価委員会	同上	・地独法第30条第1項 ・規則第8条

6 中期目標期間に係る報告書の記載事項

○法人の概要

- 1 法人の名称及び所在地
- 2 法人の種別
- 3 設立年月日
- 4 設立団体
- 5 中期目標の期間
- 6 基本理念及び基本方針
- 7 資本金の額
- 8 役員及び常勤職員の数（平成29年4月1日現在）
- 9 組織体制
- 10 病院の概要

記載事項は各年度の業務
実績報告書と同様

○業務実績

中期目標、中期目標の実施状況、達成状況、自己評価、法人による総括（自己評価の根拠・重点的な取組及び特筆すべき取組・目標に対して不十分な取組及び未達成の取組）

○数値目標の達成状況

7 評価結果の公表

- (1) 評価委員会は評価結果を法人に通知する。また、必要があると認めるときは、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行う。（地独法第30条第3項）
- (2) 評価委員会は、上記（1）における内容を知事に報告するとともに、公表する。（地独法第30条第3項）
- (3) 知事は、評価委員会より報告を受けた時は、事業報告書と評価結果を議会へ報告する。（地独法第29条第2項、同第30条第3項）